

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：加賀市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.0 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	72.9 %
全職員	70.1 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	98.4 %
本庁課長補佐相当職	92.2 %
本庁係長相当職	95.1 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	76.2 %
31～35年	92.8 %
26～30年	92.9 %
21～25年	91.5 %
16～20年	85.1 %
11～15年	92.2 %
6～10年	97.0 %
1～5年	91.8 %

【説明欄】

- ・再任用職員、会計年度任用職員で、週の勤務時間が常勤職員の勤務時間に満たない職員は、それぞれの勤務時間に応じた割合で人数カウントしている。
例) 週30時間勤務の職員：30時間÷38.75時間(常勤職員の勤務時間)＝0.77人/月
- ・雇用保険未加入の会計年度任用職員は集計の対象外とした。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員については、給与水準が高く男性の割合が多い任期付職員(高度専門人材)と女性の割合が多い会計年度任用職員とが混在しているため、男女の給与の差異に表れている。
- ・役職段階別の本庁部局長・次長相当職区分については女性の職員がいないため記載なし。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。